

税務情報

非居住者企業からの派遣人員が職務を担当する状況に関する税務当局の調査アンケート

～広州など一部地域で実施済みであり、慎重な対応が望まれる～

中国の税務当局が、PE 課税を強化する動きにあります。今般、広州では「非居住者企業からの派遣人員が広州において職務を担当する状況に係る調査アンケート」を外資企業に対して実施しています。

調査アンケートの回答時には、現状を正確に記載することは勿論のこと、繰り返される同主旨の質問に対して整合の取れた回答を行う必要があります。また、現状に即した回答内容であっても、契約書等の関連書類の文言と矛盾が生じることも好ましくありませんので、適確な対応が求められます。当該調査アンケートを回答することにより、税務当局からの無用な誤解や疑義を回避するためにも、専門家等への相談など、慎重な対応が望ましいと考えられます。

以下は、デロイト中国による、同調査アンケートの日本語参考訳です。

=====

非居住者企業からの派遣人員が広州において職務を担当する状況に係る調査アンケート

尊敬する納税者様：

弊局のサービス品質を高め、貴社の税務リスクを排除するために、弊局は、非居住者企業より派遣された人員の広州における担当職務状況を理解し、及び把握する必要があるため、本調査アンケートを作成致しました。貴社のお時間のあるときに本アンケートを完成していただき、我々が非居住者企業の徴収管理業務を適切に行うために参考と提案を提供していただきたく思います。

1. 2008年以降に中国大陸以外(香港、マカオ、台湾を含む)の企業からの派遣人員が貴社にて職務を担当し
或いは管理業務に従事することはありますか。

はい いいえ

2. 上記の質問に対する答えが「はい」であれば、続けて附属書1-「非居住者企業からの派遣人員が広州において職務を担当する状況に係る調査アンケート」を記入してください。

「いいえ」の場合には、今回の調査を終了していただいて結構です。

3. 本調査アンケートを記入し、「声明欄」に貴社名を記入していただいた後、2014年6月〇日までにオンライン税取扱ホールサービス区「電子データ交換」を通じて税収管理員にご送付をお願いします。上記の回答が「はい」の場合には、付属書1「非居住者企業からの派遣人員が広州において職務を担当する状況に係る調査アンケート」及び関連資料を一括して提出しなければなりません。

納税者声明: 本調査アンケートに記載した内容は正確であり、提出した資料は真実かつ有効です。虚偽のある場合には、関連法律責任を負う意思があります。

会社名称:

広州市国家税務局

2014年 月 日

付属書1

非居住者企業からの派遣人員が広州において職務を担当する状況に係る調査アンケート

社名(捺印): _____ 記入日付: _____年 _____月 _____日

1. 貴社には現在、職務を担当する外国籍人員がいますか？

- A. はい。
- B. いいえ。
- C. 外国人の従業員がいますが、具体的な仕事を担当していません。

「C」を選択した場合、補足説明してください _____

職務を担当する派遣人員が存在する企業は下記の質問に答えてください。

2. 派遣人員は貴社と労働契約を締結していますか。

- A.はい。
- B.いいえ。

3. 派遣人員の職責範囲は貴社の定款に明記されていますか？

- A.はい。
- B.いいえ。
- C.一部の職責は記載されています。

「A」或いは「C」を選択した場合、対応する定款の条項を明記してください。 _____

4. 派遣人員が従事している主な仕事内容は何ですか。(複数の選択は可能)

- A.管理人員
- B.技術人員
- C.その他

「C」を選択した場合、補足説明してください。 _____

5. 誰が派遣人員に対して指揮権を持っていますか？

A. 受入会社 B. 派遣元会社 C. その他

「C」を選択した場合、補足説明してください。_____

6. 誰が派遣人員の中国における仕事業績に対して評価及び考査しますか。

A. 受入会社 B. 派遣元会社 C. その他

「C」を選択した場合、補足説明してください。_____

7. 誰が派遣社員の仕事により生じた責任・リスクを負いますか。

A. 受入会社 B. 派遣元会社 C. その他

「C」を選択した場合、補足説明してください。_____

8. 誰が受入会社に派遣され勤務する人員の人数と就任資格を決めますか。

A. 受入会社 B. 派遣元会社 C. その他

「C」を選択した場合、補足説明してください。_____

9. 誰が派遣人員の勤務先を決めますか。

A. 受入会社 B. 派遣元会社 C. 第三者(仲介機構)

「C」を選択した場合、補足説明してください。_____

10. 誰が派遣人員が業務において使用する道具と材料を提供していますか。

A. 受入会社 B. 派遣元会社 C. 第三者(仲介機構)

「C」を選択した場合、補足説明してください。_____

11. 貴社が直接に派遣人員に給料を支給していますか。

A. はい B. いいえ C. 一部について直接支給している。

「C」を選択した場合、補足説明してください。_____

12. 誰が派遣人員の給料支払い標準を決めますか。

A. 受入会社 B. 派遣元会社 C. 国内・外会社が共同で協議して決める。

13. 外国企業は給料の支払に参加していますか。

A. はい B. いいえ C. 部分的に参加している。

「C」を選択した場合、補足説明してください。_____

14. 外国企業は給料の支払に参与する場合、その支払金額は国内・外会社が共同で協議して決まった支給標準と一致していますか。

- A. 支給標準と一致
- B. 支給標準より低い
- C. 支給標準より高い
- D. 不確定、不明確

「B」「C」「D」を選択した場合、支給基準と一致しない理由或いは具体的な状況を説明してください。_____

15. 外国企業は派遣人員の派遣期間における給与、賃金、社会保険等の費用及び派遣行為に係わる引っ越し代、交通手当等費用について全部或いは一部負担しますか。

- A. はい B. いいえ C. 不確定、不明確

「C」を選択した場合、補充説明してください。_____

16. 貴社の派遣人員に関わる経費(給与を含む)を支払う具体的な資金の流れはどうなっていますか。

- A. 全額派遣元企業の口座に払う
- B. 全額派遣人員の国外の個人口座に支払う
- C. 国内の外国籍人員に支払う
- D. その他

「D」を選択した場合、補足説明してください。_____

17. 誰が派遣人員の給料を最終的に負担していますか。(誰が支払うことではない。)

- A. 受入会社 B. 派遣元企業 C. 不確定、不明確

「C」を選択した場合、補足説明してください。_____

18. 貴社から支払った派遣人員に関わる経費は帳簿にどんな名目で計上されていますか。

対応する年度に支払った派遣人員に関わる経費は大よそそれぞれ、____年度____万元; ____年度____万元; ____年度____万元;。

19. 派遣人員の選択・任命方式を教えてください。_____

20. 派遣期間において、派遣人員は受入企業に役務を提供する以外、派遣元企業の名義でその他国内・国外企業の為に役務を提供していますか。

- A. はい B. いいえ C. 不確定、不明確

「C」を選択した場合、補足説明してください。_____

21. 誰が派遣人員の個人所得税を源泉徴収しますか。

A. 受入会社 B. 派遣元企業の委託した第三者(仲介機構) C. 不確定、不明確

「C」を選択した場合、補足説明してください。_____

22. 派遣人員の給料・賃金は全額について中国で個人所得税を納付していますか。

A. はい B. いいえ C. 不確定、不明確

「C」を選択した場合、補足説明してください。_____

23. 貴社は派遣行為のため、外国企業へ管理費用・サービス費等を支払っていますか。或いは派遣人員の家賃、出張費、食事手当等(給料・賃金を除き)を直接計上し、支払っていますか。

A. はい B. いいえ C. その他

「C」を選択した場合、補足説明してください。_____

24. 現行の派遣方式は何時から何時までですか。または、終了期間は定められていますか。_____

25. その他補充説明すべきもの: _____

注:

① 外国非居住者企業は「派遣元企業」、役務を受入れる国内企業を「受入会社」と総称している。

② 選択肢はいずれも企業の実際の状況に一致しない場合、文字にてご説明ください。

③ 添付資料の形でその他関連資料(定款の該当部分、派遣人員個人所得税納税申告資料等)を提出することができます。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,600 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.tohmatsu.com) をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 人を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/ をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2014. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC, Deloitte Tohmatsu Tax Co.

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited